

広島市立大学長期履修学生規程

平成23年3月30日

規程第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市立大学大学院学則(平成22年公立大学法人広島市立大学学則第2号)第26条第2項の規定に基づき、長期履修学生に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請資格)

第2条 長期履修学生として申請することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 社会人に特定した入試制度により入学した者
- (2) その他長期履修が必要となる特別な理由があると認められる者

(申請手続)

第3条 長期履修学生となることを希望する者は、入学年次の4月末(秋季入学者においては10月末)までに、次の書類を添えて学長に申請しなければならない。

- (1) 長期履修学生申請書(様式第1号)
- (2) その他必要と認められる書類

2 在学生在中途から長期履修学生となることを希望する場合は、前期から長期履修学生となることを希望する場合は前年度の2月末までに、後期から長期履修学生となることを希望する場合は当該年度の8月末までに、前項各号に規定する書類を添えて学長に申請しなければならない。ただし、最終年次(博士前期課程2年目、博士後期課程3年目)に在学する者は申請できないものとする。

(許可)

第4条 前条の申請に対しては、研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

(長期履修期間)

第5条 長期履修学生として、修業年限を超えて一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修することを認められた期間(以下「長期履修期間」という。)は、研究科の課程に応じ次のとおり定める。なお、休学の期間は、長期履修期間に算入しない。

- (1) 修士課程及び博士前期課程
入学時から3年又は4年

(2) 博士後期課程

入学時から4年、5年又は6年

(延長及び短縮)

第6条 長期履修期間の延長又は短縮を希望する者は、前期から延長又は短縮を希望する場合は前年度の2月末までに、後期から延長又は短縮を希望する場合は当該年度の8月末までに長期履修期間変更申請書(様式第2号)及びその他必要と認められる書類を添えて学長に申請しなければならない。

2 前項の申請に対しては、研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

3 第1項に定める延長及び短縮は、1回限りとする。

4 長期履修期間の最終年次に在学する者は、許可された長期履修期間の延長又は短縮を申請できないものとする。

(授業履修の指導)

第7条 指導教員は、長期履修学生の履修期間に応じて授業履修が計画的に行われるよう必要な指導を行うものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、教務委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行し、平成24年4月以降に入学した者から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。